

市民税・県民税 申告書の記載例

稲沢市長殿

市処 理欄	住	
	台	

年 月 日
受 付 印 提出

令和 8 年度市民税・県民税申告書

(令和7年1月1日から令和7年12月31日までの内容です。)

令和8年1月1日 の住所 現住所 ☒ 同上 〒		稲沢市 稲府町1番地		フリガナ イナザワ タロウ	
				氏名 稲沢 太郎	
				個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	
職業・屋号 年金受給者		世帯主氏名 稲沢太郎		世帯主との続柄 本人	
				大・中・小・平・令 生年月日 27年 1月 1日 電話番号 0587-32-1111	

※令和7年中に収入がなかった場合は、上記太枠内及び裏面5「収入がなかったかたの記載欄」を記入してください。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類		支払った保険料	
	国民健康保険料(税)		250,000	円
	介護保険料		50,000	
	合 計		300,000	
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の支払額の計		旧生命保険料の支払額の計	
	132,096 円		29,620 円	
	新個人年金保険料の支払額の計		旧個人年金保険料の支払額の計	
	円		66,768 円	
⑯ 地震保険料控除	介護医療保険料の支払額の計			
	117,510 円			
⑰ 地震保険料控除	地震保険料の支払額の計		旧長期損害保険料の支払額の計	
	19,933 円		20,000 円	
⑰～⑱ 寡婦控除 ひとり親控除	☐ 寡婦である〔死別・離別・生死不明〕 ☐ ひとり親である			
⑲ 勤労学生控除	☐ 勤労学生である (学校名)			
⑳ 障害者控除	氏名	稲沢 一子		
	氏名	身体 精神・療育 1(級) 認定書(障害者・特別障害者) 身体・精神・療育 (級) 認定書(障害者・特別障害者)		
㉑～㉒ 配偶者控除	氏名	稲沢 花子		
	個人番号	2,3,4,5,6,7,8,9,0,1,2,3		
配偶者特別控除 同一生計配偶者	生年月日	明・大・昭 平 31 年 6 月 30 日		
	配偶者の合計所得金額	0 円		
㉓～㉔ 扶養控除 特定親族 特別控除 (16歳以上の 扶養親族) 当該親族等が特 定親族である場 合は、「特親」 の欄に○を記入 してください。	氏 名	生 年 月 日 続柄 特親		
	稲沢 一子	明・大 昭 平 4 年 10 月 10 日 母		
	個人番号	3,4,5,6,7,8,9,0,1,2,3,4		
	個人番号	3,4,5,6,7,8,9,0,1,2,3,4		
16歳未満の 扶養親族 (控 除) 対 象 外)	氏 名	稲沢 次郎		
	個人番号	4,5,6,7,8,9,0,1,2,3,4,5		
	氏 名	平 令 26 年 5 月 5 日 孫		
	個人番号	4,5,6,7,8,9,0,1,2,3,4,5		
㉖ 雑損控除	損 害 の 原 因	損 害 年 月 日		損害を受けた資産の種類
	損 害 金 額	保 険 金 な ど で 補 て ん さ れ る 金 額		差引損失額のうち 災害関連支出の金額
	円	円		円
	円	円		円
㉗ 医療費控除	支払った医療費等		保険金などで補てんされる金額	
	270,000 円		70,000 円	
医療費控除を申告する場合は、医療費控除の明細書が必要です。		別途保管	身元確認	番号確認

1 収入金額等	事業	営業等	⑦					
		農業	①			72800		
	不動産		②		4000000			
		利子	③					
	配当		④					
		給与	⑤	100000000				
	雑	公的年金等	⑥	2408132				
		業務	⑦					
		その他	⑧	2600000				
	総合譲渡	短期	⑨					
長期		⑩						
	一時	⑪						
2 所得金額	事業	営業等	①					
		農業	②		57800			
	不動産		③	3500000				
		利子	④					
	配当		⑤					
		給与	⑥	2500000				
	雑	公的年金等	⑦	1308132				
		業務	⑧					
		その他	⑨	200000				
		合計 (⑦ + ⑧ + ⑨)	⑩	1328132				
	総合譲渡・一時	⑪						
	合計	⑫	1985932					
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除		⑬	3000000				
	小規模企業共済等掛金控除		⑭					
	生命保険料控除		⑮	700000				
	地震保険料控除		⑯	19967				
	寡婦、ひとり親控除		⑰～⑱					
	障害、学生、除		⑲～⑳	5300000				
	配偶者(特別)控除		㉑～㉒	3300000				
	扶養控除		㉓	4500000				
	特定親族特別控除		㉔					
	基礎控除		㉕	4300000				
	⑬から㉕までの計		㉖	2129967				
	雑損控除		㉗					
	医療費控除	区分	㉘	100704				
	合計 (㉖ + ㉗ + ㉘)	㉙	2230671					

給与・公的年金等に係る所得以外（令和8年4月1日において65歳未満のかたは給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法

☐ 給与から差引き（特別徴収） ☐ 自分で納付（普通徴収）

※裏面にも記載する欄がありますので注意してください。

セルフメディケーション税制の適用を選択する場合には、
「医療費控除」欄の「区分」の欄に「1」と記入してください。

併徵		裏面		入力	
----	--	----	--	----	--